

「安全の手引き」

在ロサンゼルス日本国総領事館
2026年5月改訂

目次

I	はじめに	3
II	一般的防犯の手引き	4
1	当地における犯罪発生状況	4
2	防犯の基本的な心構え	4
3	防犯のための具体的注意事項	5
	(1) 住居の防犯	5
	(2) 車両利用時の防犯対策	6
	(3) 公共交通機関利用時の注意事項	7
	(4) 屋外における防犯対策	8
	(5) ホテルでの防犯対策	9
	(6) 特殊詐欺	9
4	法令・習慣の違いに対する注意事項	10
	(1) 家庭内暴力	10
	(2) 児童虐待、子供を連れた旅行	11
	(3) 飲酒・喫煙	11
	(4) 大麻（マリファナ）	11
5	テロ対策	12
	(1) 基本予防策	12
	(2) 対処法	12
III	自然災害への備え	13
1	自然災害	13
2	留意点	13
3	非常時の備蓄品	13
IV	緊急連絡先	14
1	警察・消防・救急車	14
2	日本国総領事館（近隣公館等含む。）	15
3	その他	15
V	在留邦人用緊急事態マニュアル	15
1	平素の準備と心構え	15
2	緊急時の行動	16
3	緊急時に備えて	16
別添	「災害必需品チェックリスト（例）」	17

I はじめに

アメリカ西海岸の玄関口にあたるロサンゼルスは、全米第二の都市であり、数多くの日系企業が進出しています。また、ロサンゼルスを含む南カリフォルニア地域には、世界でも有数の日本人コミュニティが形成されています。

当地は、新型コロナウイルス禍には社会不安等により治安状況が悪化しましたが、近年、犯罪発生件数は全般的に減少傾向にあります。他方、日本と比べれば犯罪発生件数は多く、また、銃や凶器を使用した犯罪も多いことから引き続き注意が必要です。

更に、米国国土安全保障省は、過激主義に感化された「ホーム・グロウン型」テロの脅威や政府・法執行機関による権限行使や社会・政治環境への不満、人種差別主義、反ユダヤ主義、イスラモフォビア（イスラム恐怖症）等を背景とする国内テロの脅威が存在するとの見解を示しています。加えて、近年ではテロ組織が関与しない、いわば単独犯である「ローン・ウルフ型」テロの脅威も増えているところ、他組織に関与しないことから未然に脅威を発見し防ぐことが困難を極めています。

また、地質学的にロサンゼルスを含む南カリフォルニア地域は多数の断層と隣接していることから、大地震発生のリスクが常にあると考えられています。さらに、年間を通して空気が乾燥し強風も吹くことから山火事が発生しやすい環境にあります。また、雨が降り出すと、山火事の跡地を中心に土砂崩れや洪水が発生しやすい環境にあり注意が必要です。

楽しいはずの海外旅行や海外生活が、一転して暗い思い出とならないよう、一般犯罪やテロ、そして大規模自然災害への心構えをしっかりと持ち、物心両面において備えを万全にしましょう。

在ロサンゼルス日本国総領事館では在留邦人の皆様に役立つと思われる安全情報をホームページや電子メール等でお知らせしています。

電子メールは在留届提出時に登録されたメールアドレス宛に送信していますので、当地に3ヶ月以上滞在を予定されている方は、オンラインで在留届の提出をお願いします。また、観光や商用等で短期の滞在を予定されている方は外務省の「たびレジ」に事前登録を行うことで、渡航先の安全情報を受信できますので、ご利用ください。

また、外務省海外安全ホームページには、海外旅行時のトラブル回避マニュアルをはじめとした各種情報を掲載していますので、是非ご覧ください。

【在留届・たびレジ】 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

【外務省海外安全ホームページ】 <https://www.anzen.mofa.go.jp/trip/>

Ⅱ 一般的防犯の手引き

1 当地における犯罪発生状況

(1) ロサンゼルス市警察の発表によれば、2025年にロサンゼルス市で報告された殺人事件は230件(対前年比19%減)、銃撃事件の被害者数は899人(対前年比8%減)と減少しています。全体的な犯罪件数も減少傾向にあると報告されていますが、他方で、10万人あたりの殺人事件の件数は5.9件と日本の0.7件(2023年)と比較しても件数が多く、銃器を使用した犯罪も多いことに注意が必要です。

特に、スキッドロー、サウスロサンゼルス、イングルウッド及びコンプトンといった地域では、暴力犯罪や薬物関連事件も多いことから、昼夜を問わず慎重な行動が必要です。

【参考】

○ロサンゼルス地図

https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/202604_area_map.pdf

○ロサンゼルス市警察の犯罪マップ

<https://www.lapdonline.org/office-of-the-chief-of-police/office-of-special-operations/detective-bureau/crime-mapping-and-compstat/>

(注：2026年4月現在、当該サイトの説明によれば、データ統合のためのアップデート作業が行われておりデータが正確に反映されていないとのことです。参考にする際にはご注意ください。)

(2) 一般犯罪発生件数(2026年4月末時点：対前年同時期との比較、▼減)

殺人	80件(▼9.1%)
不同意性交	341件(▼9.5%)
強盗	1,994件(▼9.2%)
暴行・傷害	4,312件(0.1%)
侵入盗	2,641件(▼31.8%)
自動車盗	4,523件(▼29.0%)

対前年同時期との比較において犯罪発生件数は減少傾向にありますが、暴行・傷害の件数は微増しています。

【参考】

○ロサンゼルス市警察の犯罪統計

<https://www.lapdonline.org/current-crime-statistics/>

○ロサンゼルス郡保安官事務所の犯罪統計

<https://lasd.org/transparency/crimeandarrest/>

2 防犯の基本的な心構え

犯罪被害に遭わないためには、「自分の身は自分で守る」との心構えを持つことが重要です。そのための原則として、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」ことを心がけてください。

具体的なポイントとしては以下のとおりです。

(1) 目立たない

- 人目を引くような華美な服装・装飾品は避け、周囲の環境に溶け込む。
- 周囲を刺激するような乱暴な言動は避け、目立つ行動をとらない。

(2) 行動を予知されない。

- 外出時の習慣的な行動は避ける。(毎朝のジョギング等を含め、パターン化した行動を繰り返さない。)
- 通勤や通学時の移動時間帯やルートを毎日変える。
- 個人情報(名前、所属、住所、電話番号、行動予定等)をSNS等に掲載しない。

(3) 用心を怠らない。

- 常に海外にいる(日本とは治安状況が異なる)ことを意識する。
- 所持品から目を離さない。
- 多額の現金や貴重品・ブランド品をなるべく持ち歩かない。
- 見知らぬ人から親しげに話かけられても相手にしない・信用しない。
- 単独での外出や、夜間の外出、人通りの少ない道はなるべく避ける。
- 周囲に不審者や車両がないか常に気を配り、尾行や監視をされていないか警戒する。(歩きスマホなど「ながら歩き」をしない。)
- デモや集会には不用意には近づかず、遭遇した場合は速やかにその場を離れる。
- 自動車での移動中は常にドアをロックし、窓も必要以上に開けない。
- 公共料金等の請求書などの個人情報が記載されている書類は、細断して捨てる。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居の防犯

ア 住居選定上の注意点

住居を選定するにあたって、まず地域の治安をよく考慮する必要があります。一般的に次のような場所や家は避けた方が良いでしょう。

- 道路にゴミが散らかっており、壁等に落書きが多い地域。
- スーパーマーケットや店舗が鉄格子等で嚴重に囲まれている地域。
- 緑が少なく、庭の手入れが悪い家が多い地域。
- 道路の舗装状況が悪い地域
- 付近のショッピングモール等における客の服装や態度が乱れている地域。
- フリーウェイの出入口に近い地域。
- 表通りから見えない家。
- 玄関周辺に樹木が生い茂っている家。
- 夜間、周辺の照明が十分でない家。

イ インターネット・サイトを利用した住居探しの注意点

インターネット・サイトを通じた住居探しでは、詐欺被害も報告されていますので、以下のような点に注意してください。怪しいと思った場合は、一度手続きを保留にした上で、家族や知人の意見を求めた上で交渉を継続するかどうかを再検討してください。

- 送金先が国外や州外である。
- 国際送金サービスでの送金を要求してくる。
- 次から次へと理由をつけて振り込みを要求してくる。

○物件の内見を求めても、理由をつけて認めない。

ウ アパート選定上の注意点

防犯上、アパートは侵入箇所が制限されているという利点がありますが、外から隔離された密室になるという欠点があります。入居を検討する際は、以下の点を確認してください。

- 地域の治安状況。
- 入居者の状況。
- ガードマン・セキュリティの有無。
- 玄関・ガレージ等の出入規制の有無。
- 各部屋の施錠状況。
- 仲介する不動産業者の信頼性。

エ 防犯対策

防犯対策が不十分な場合は、入居契約をする前に家主に確実に処置させるとともに、場合によっては警報装置等の取り付け交渉を行うことも必要です。

(ア) ドア・窓

- 建物の門、玄関、裏口等全ての出入口のドア及び窓は必ず施錠するよう心掛け、予算に応じて警報装置を取り付けると更に防犯効果が高まります。
- 夜間対策として屋外、特にドア周辺に外灯を設置し、一晩中点灯しておくことも効果的です。
- 不在中や夜間の来訪者を確認するため、ドアにセキュリティカメラを設置する。
- ドアにはドアスコープをつける。来訪者があつたら、ドアスコープ（セキュリティカメラがあれば画面）で来訪者を確認した上で対応する。

(イ) 庭、自宅周辺

- 室内や自宅周辺や庭にセンサー式やタイマー式で自動点灯する照明を設置する。
- 庭の生け垣や隣家の庭に植物や芝生に偽装した隠しカメラを設置し、強盗や侵入盗を働く事件が発生しているので、庭等に不審なものが置かれていないか定期的に点検する。

(ウ) 緊急連絡先リストの整備

緊急連絡先リスト（911、所轄警察署、友人等）を作り、携帯電話に登録しておく。

(エ) 良好な近所付き合い

隣人とは普段から親しくしておき、相互の信頼関係を普段から築いておくことが大切です。

(オ) 郵便物

長期不在となる場合には、友人・隣人に新聞、郵便物の保管管理を依頼するか、郵便局や新聞配達所にバケーション・ホールドを依頼する。自宅宛ての郵便物の窃盗被害を防ぐため、配送場所を外部から見えにくい場所に指定する、または P.O. Box や Mail box サービスを活用する。

(2) 車両利用時の防犯対策

以下のような点に注意してください。

ア ドアロック

車外からのひったくりや、信号待ちの間に強盗が助手席に乗り込まないように、乗車中は窓を閉めて必ずドアをロックする。短時間でも車を離れる場合には、全てのドアをロックする。

イ 駐車場所の警戒

周囲の視線や周囲の車の手入れ状況にも注意し、少しでも不安を感じる時は場所を変える。店舗の入り口近くや明かりが十分に当たる場所、監視カメラの近く、人目に付く場所等が望ましい。

ウ 貴重品・荷物

外から見える車内に貴重品に限らず何も置かない（貴重品は必ず携行する）。

エ ヒッチハイカー・ヒッチハイク

素性の分からない者に対する安易な同乗許可、もしくは見知らぬ相手の車への同乗は、自ら危険を招いているような行為であり、絶対に避けるべきです。いきなり武器を突きつけられ、金品や車両の盗難被害、更には殺人事件に発展する可能性も否定できません。

オ バンプ&ロブ

車をわざとぶつけてドライバーが車から降りた隙に車ごと盗む窃盗手口。夜間に車をぶつけられても暗い場所では車からすぐに降りず、明るい安全な場所まで車を移動させることが重要です。怪しい人物と交渉するより、保険でカバーしたほうが安全な場合も考えられますので、安心できる保険に加入することも重要です。

カ カー・ジャッキング（車泥棒）

持ち主が乗っている車を武器などで脅して奪い取ること。近年は信号で止まっている車や駐車直後の車が狙われるようになっているので、以下の点に留意すること。

- 駐車している自分の車に近づく際は、車の近くやあなたの背後に怪しい人物がいないか周囲を確認する。
- 車の鍵は手に持ち、すぐ使用できるようにして車に近づき乗車直後ロックする。
- 停止する際、万一に備えて車を動かせるだけの十分な車間距離を確保する。
- 質問する素振りの通行人が接近してきても窓を開けて応対しない。車両泥棒の騙しの手かもしれません。
- 万が一、武器で脅された場合には抵抗することなく、生命の安全を最優先に行動する。

キ 強引な運転

急な割り込みや後方からハイビームを点滅させる等の威嚇行為等が起因して暴力事件に発展する場合があります。そのような運転をしないよう自制することはもちろん、もし危険な運転をしている車両を確認したら近づかないことが大切です。万一トラブルに巻き込まれた場合には、速やかに警察機関等に助けを求めてください。

(3) 公共交通機関利用時の注意事項

ア タクシー

白タク（無許可営業のタクシー）は料金トラブルや誘拐の危険があるとともに、事故時の補償（保険）もありません。タクシーゾーンで待機する正規のタクシーを利用してください。

イ ライド・シェア

配車アプリによるライドシェアサービスを利用する際は、以下に留意してください。

- 依頼した車と実際に到着した車が車種、色、ライセンスプレート等から間違いないか確認する。
- ドライバー情報を確認する。（名前を聞く、写真と見比べる）
- 自ら氏名を名乗らず、ドライバーに依頼主は誰か確認する。
- 後部座席を利用する。
- 家族や友人に旅程を共有し、不測の事態に備える。

ウ バス・メトロ

- 夜間・早朝の利用は極力避け、可能な限り複数人で乗車する。
- 乗客の少ない車両は避ける。
- 車内では荷物をそばにおき、居眠りはしない。
- 不審者がいる場合には、別の車両に移動する。
- バスを利用する際は、できるだけ運転手に近い席を利用する。
- 車内のみならず、ホームや停留所においても周囲の状況に注意する。

(4) 屋外における防犯対策

ア 強盗

- 夜間の一人歩き、人通りの少ない場所や危険とされる地域は避ける。
- 尾行強盗（目をつけた人物を尾行し、自宅付近で暴行・脅迫により金品を奪う）も多いので、買物の際にはブランド品を連想させるような紙袋等を持つことは避ける。また、尾行する不審者がいないかを定期的に確認する。
- 尾行されていると感じたらホテルやお店等、人の多くいる場所に避難し、必要に応じて助けを求める。乗車中の場合は、ガソリンスタンドに避難し店員に助けを求める。
- 万が一、強盗に遭った場合は、生命の安全を第一に考え抵抗はしない。現金を渡す場合には、いきなりポケットに手を入れて財布を出す素振りをする、相手は武器を取り出す動作と誤解して、暴行や銃撃を反射的に行う可能性があるため、現金のある場所を教え、相手に取らせる等、相手を刺激しないようにする。

イ スリ、置き引き等

世界的に有名なハリウッドなどの観光地やテーマパーク、ホテルや空港のロビー、レストラン、レンタカー会社等の受付付近が、スリ、置き引きの多発地域として挙げられます。以下のような点に注意してください。

- 自分の周辺に目を配る。荷物から目を離さない。
- 貴重品は数カ所に分散して所持する。
- 人前で現金や貴重品を見せない。
- 危険を感じたら大声を上げる。
- 万が一、盗難被害に遭った場合は必ず警察に届け出るとともにレポートの写しを控えておくと、盗難品が見つかった時や保険の請求に役立ちます。パスポートが盗難に遭った時も、同様にレポートを作ってもらい、早急に総領事館で所要の手続きをとる。

ウ 押し売り

当地で有名なハリウッド、サンタモニカ、ベニスビーチなどの観光地や大規模商業施設では、無料の配布物（CD等）と見せかけたり、無料の写真撮影と見せかけて、金品を要求する押し売りも多数報告されています。親しげに話しかけられても相手にしないでください。

エ 性犯罪（マッチングアプリ、デートレイプドラッグ）

近年、マッチングアプリ等を使用して知り合った人との間でのトラブルや、バー等でのデートレイプドラッグによる性的被害を受けるケースも増加しています。アプリを通じて知り合った人と会う場合は、事前にプロフィールやSNS などから情報収集を行い、会う場合には人目の多い公共の場を選定することが推奨されています。また、バー等では、自分の飲み物から目を離すことのないよう、席を立つ際には同行した友人などに飲み物を見てもらうなどの注意が必要です。

オ その他

新型コロナ禍以降、ロサンゼルスダウンタウン周辺等では、ホームレスの増加が社会的な問題となっています。ホームレスの人々の中には薬物中毒者等もいると言われており、不用意にこれらの方々と接触を持つことは控えましょう。

(5) ホテルでの防犯対策

ホテルの利用に際しては下記の点にご注意ください。

- ア チェックイン・アウト時は手続きに気をとられて荷物への注意が疎かになります。このためカウンター上のバッグは手で保持し、足元の荷物は足で挟むなど、しっかり保持する。
- イ 貴重品は室内に放置せず、ホテルの「貴重品預かり」に預けるか、セイフティ・ボックスに入れる。
- ウ 不審な人物がいる場合は、次のエレベーターを待つなど周囲を警戒する。
- エ 部屋のドアには必ずチェーンをかけ、来訪者の対応は必ずチェーンをかけたまま行う。また、解錠する前にのぞき窓を利用し、来訪者を確認する。
- オ ホテル内であっても安心せず、貴重品は常に身体から放さない。
- カ レストラン等で食事中席を外すときは（特にビュフェ・スタイルのレストランで料理を取りに行っている間）、貴重品を席に置いたままにしない。

(6) 特殊詐欺

当地では日本国総領事館、USCIS や警察、銀行等を騙る詐欺が多数確認されています。電話の他、テキストやメールでも、ウィルスの含まれたプログラムをダウンロードさせたり、特定のサイトに誘導するフィッシング目的の詐欺も多く発生していますので、受信したテキストやメールのリンク先を不用意にクリックしないでください。

- ア 在ロサンゼルス日本国総領事館や他の日本の在外公館を騙る電話詐欺の例
 - 電話の相手は在ロサンゼルス日本国総領事館（又は、他の日本国総領事館）の職員であると偽名を名乗り、「機密書類があるので今日中に総領事館に取りに来てほしい」と言って、当館への来館を求める。
 - 急な話であり総領事館に行くことはできない旨を伝えると、「電話でも手続ができる」と言って、犯罪への関与をほのめかして「逮捕」、「強制送還」

などの言葉で不安をあおり、別途インストールさせた通信アプリから警察官になりすました人物につなぐ等して個人情報、クレジットカード情報や金銭を要求する。

【参考】

(注意喚起) 日本国大使館、総領事館などを名乗る詐欺電話 (領事メール)

https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/20260225_Warning.pdf

- イ 米国市民権・移民局 (USCIS)、警察、銀行等を騙る電話・メール詐欺の例
- 米国市民権・移民局 (USCIS)を騙る者が電話で「あなたは I-94 の申請漏れがあり、移民法に違反しているため逮捕される可能性がある。」などと突然一方的に話しかけてくる。
 - 相手は、本当の USCIS からの電話であると信じ込ませようとして、偽の職員番号 (バッジ・ナンバー) を告げたり、偽名を名乗る。その上で、受話者の I-94 番号や米国出入国状況、さらに銀行口座や資産状況を聞き出そうとする。最終的には、無実の場合には返却されるという条件付きで、金銭 (デポジット) の支払を要求してくる。

【参考】 USCIS ホームページでの注意喚起

<https://www.uscis.gov/avoid-scams>

ウ 対策

- 総領事館を含め、日本の公的機関が、正式な手続によらず税金、罰金等の名目で金銭を要求することや銀行口座番号・クレジットカード番号等の個人情報を電話で聴取することは絶対にありません。同様に USCIS や当地警察でも電話や Eメールで金銭の支払を求めることはありませんので、このような要求があったら相手にせず電話をきる。
- 電話番号は偽装することもできるので、電話のディスプレイに公的機関の電話番号が表示されていても油断しない。
- 身に覚えのない内容で金銭や個人情報を要求された場合は、詐欺の可能性が極めて高いと考える。
- 不審な電話を受けた場合、(可能であれば相手の肩書き・氏名・連絡先や連絡の理由などの概要を確認した上で) 一度電話を切ってから、まず自分で連絡先を調べた上で関係機関等に事実を確認する。また、家族や知人等周囲の人にためらわずに相談する。
- 万一被害に遭ってしまった場合等には、地元警察等に通報・相談する。

【参考】 当館 HP の関連領事メール

○観光シーズンの安全対策 (2026 年 3 月 12 日掲載)

<https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/20260311Ryojimapil-tourist-season-safety-tips.pdf>

○【注意喚起】ロサンゼルス市ダウンタウンにおける強盗事件の発生 (2025 年 9 月 16 日掲載)

https://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/202509_WarningAboutCrime.pdf

4 法令・習慣の違いに対する注意事項

(1) 家庭内暴力

家庭内暴力 (配偶者や子供に対する暴力) については、厳しい罰則が課せら

れます。また、家庭内暴力事案を見聞きした場合、近隣住民が警察当局に通報することもあり、警察官が臨場した場合、夫婦喧嘩や親子喧嘩であっても、当事者双方の意思とは関係なく、当事者の一方を逮捕・拘留する場合があります。また、逮捕後、裁判で接近禁止令等が命じられる例も少なくありません。感情的になって、隣近所に聞こえるような大声を上げたり、騒いだりすることのないように注意してください。

(2) 児童虐待、子供の移動

ア 躰・体罰

子供に対する躰・体罰について、児童の体に痕跡が残る、親が感情的になっている場合などに児童虐待と見なされて親が逮捕され裁判を受けたり、子供を保護するため家族と引き離されることもあります。公衆の面前で大声を出して叱るだけでも、近隣住民や周囲の受け取り方次第では過度な対応と見られて警察に通報されることもあります。子供に注意する際は、感情的にならず冷静に叱るよう注意してください。

イ 子供だけの留守番

カリフォルニア州では子供だけの留守番について明記した法律はないものの、子供だけで留守番をさせると、児童虐待と解釈される可能性があります。国の Safe Kids Campaign では、12 歳未満の子供をひとりで家に残さないことを推奨しており、Child Protective Service に通報されるなどの事態を避けるためには、子供だけで留守番をさせない、子供を家において親が外出せざるを得ない場合には（信用のおける）ベビーシッターを手配して子供と一緒に留守番をしてもらう必要があります。

車で外出した際、短時間であっても子供を車内に残して買い物に行くことも同様に通報されることがあります。短時間であっても車内に子供を置いて車を離れることは避けてください。

ウ 子供の移動

父母双方が子供の親権を持っている場合、一方の親がもう一方の親の同意を得ずに子供の居所を移動させること（日本に帰国する際に子供を同伴することも含みます）は、米国国内法では子供を誘拐する行為として犯罪と見なされますので注意してください。

(3) 飲酒・喫煙

ア カリフォルニア州では飲酒・喫煙可能な年齢は満 21 歳以上です。

イ 空港、病院、公共の建物内および閉ざされた空間では、電子タバコも含め禁煙です。公園や広場は原則禁煙の場所も多いので注意してください。

ウ 公園、ビーチ、路上、歩道での飲酒は法律違反となります。

(4) 大麻（マリファナ）

ア カリフォルニア州では、2016 年 11 月、21 歳以上の者の嗜好品としてのマリファナの所持（28.5 グラムまで、濃縮大麻は 8 グラムまで）及び自宅や認められた場所での使用が一定の条件の下では違法ではなくなりました。しかし、米国には連邦法があり、連邦法の「規制物質法（Controlled Substances Act）」では、マリファナは Schedule I に分類される幻覚作用のある禁止薬物

とされ、州法で合法化されたマリファナであっても、連邦法では別の取扱いになります。

イ 大麻（マリファナ）が合法の国であっても、日本で罪に問われることがあります。

大麻が合法化されている国でも、年齢や所持数量の制限が設けられていたり、免許を受けた販売業者から購入することが義務づけられていたり、国外への持ち出しが厳しく規制されていたりする場合があります。そのような規制に違反した場合には、その国の法律に基づき罰せられるおそれがあります。

また、日本の大麻取締法は、国外において大麻をみだりに、栽培したり、所持したり、譲り受けたり、譲り渡したり、使用したりした場合などに罰する規定があり、罪に問われる場合があります。そのため、大麻が合法化されている国でも、大麻には決して手を出さないようにしてください。

【外務所 HP】 海外での薬物犯罪・違法薬物の利用・所持・運搬

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_yakubutsuchuui.html

5 テロ対策

米国土安全保障省は、米国内での暴力的過激主義者の一部による脅威とともに、イスラム過激派組織に感化された個人によるホーム・グロウン型のテロの脅威が存在するとの見解を示しています。

(1) 基本予防策

ア 外務省が発出する海外安全情報や米国政府機関等からの各種の発表及び現地の報道等により、最新の治安情勢等関連情報の入手に努める。

イ 以下の場所がテロの標的となりやすいことを認識する。

○不特定多数の人が集まる場所

(例) 観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館、リゾート施設、繁華街、複合商業施設、野外マーケット、市場、大学、空港等

○宗教関連施設、政府関連施設

(例) 軍・警察、治安関係施設等

ウ 上記のような場所・施設を訪れる際には、以下を心がける。

○周囲の状況に注意を払う。

○不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる。

○できるだけ滞在時間を短くする。

○その場の状況に応じた安全確保に努める。

○現地当局の指示があればそれに従う。

○不測の事態に備え、あらかじめ訪問先の出入口や非常口、避難経路、隠れられる場所等を確認する。

(2) 対処法

テロと思われる事件（爆発、銃乱射、車両の暴走等）に遭遇した場合は、以下のような対応を心がけ、可能な限り被害を最小限に抑えるよう努める。

ア 爆発音・銃撃音を聞いた場合

(ア) その場に伏せる。又は、頑丈な物（大きな柱や車両エンジン）の陰に隠れ

る。

(イ) 周囲を確認し、事件現場から離れているようであれば、銃撃音・爆音からさらに離れるように待避する。

(ウ) 安全な場所に避難した後、911で警察に通報する。

イ 事件現場に居合わせた場合

○避難可能な場合

周囲を確認し、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ、安全なところに速やかに避難する。

○避難できない場合

速やかに隠れる場所を探し、身を潜める。その際、可能な限り部屋の照明は消し、鍵を閉め、携帯電話をサイレントモードに切り替え、物音を立てない。

○隠れる場所がない場合

机や棚の後ろに隠れ、犯人の視界に自らの姿を晒さないようにする。

ウ 建物等の下敷きになった場合

○体力の温存を心掛ける。

○有害物質を吸い込まない。

○パイプなどを叩き居場所を伝える。

エ 現場に警察官が到着した場合

○落ち着いて警察官の指示に従う。

○警察は先ず現場の制圧にかかるので、常に両手を見せ、叫んだり暴れたりせず、被害者である旨を全身で表現する。

○万が一、銃撃戦になった場合は、地面に伏せ、決して動かない。

Ⅲ 自然災害への備え

1 自然災害

南カリフォルニアでは、例年山火事が多数発生するとともに、雨にも脆弱で土砂崩れや洪水が発生しやすい環境にあります。また、地震が多い西海岸地域に所在していることから、自然災害に対する心構えを持つことが非常に重要です。また、日頃から、ご自身が所在する郡、市等の発表や地元のニュースを確認して最新情報の入手に努め、災害や事故に巻き込まれないよう安全確保に努めることが重要です。

2 留意点

- (1) 大規模な山火事が発生した場合、山火事と共に大気汚染や道路封鎖などの影響が周辺地域まで拡大するおそれがあります。また、山火事に隣接する住宅地では、当局から避難命令が発出され速やかな待避を求められることがあります。
- (2) 大雨が降った場合、山火事で被災した地域を中心に土砂崩れが発生したり、洪水等が発生しやすくなります。山火事同様周辺地域に避難命令が発出され、速やかな待避を求められることがあります。
- (3) 地震が発生した場合、沿岸部では津波が発生する危険がたかまります。

3 非常時の備蓄品

大規模災害が発生すると、被災地を中心に道路の崩壊、封鎖等により、道路が利用できなくなったり、長時間の停電や断水が発生し、周辺地域を含めて生活に支

障を来す可能性が高まります。このような場合、政府機関による救援活動が開始されるまで、各自で最低14日分の生活を維持できるだけの備えをするよう推奨されています。一般的に非常時の備蓄品として必要とされる物を巻末の災害必需品チェックリストにまとめましたので、参考としてください。

【参考】

(ウェブサイト)

○カリフォルニア州森林管理・防火局：<https://www.fire.ca.gov/incidents/>

○Watch Duty：<https://app.watchduty.org/>

非営利団体が運営する無料の山火事追跡サービスで、山火事の発生や避難情報をリアルタイムで提供しています。(アプリもあります。)

○山火事への備え(居住者向け)：<http://www.readyforwildfire.org/>

○大気汚染状況：<https://www.airnow.gov/state/?name=california>

○アメリカ地質調査所(地震発生状況)：

<https://earthquake.usgs.gov/earthquakes/map/>

○米商務省海洋大気庁(U.S. Tsunami Warning stem)：

<https://www.tsunami.gov/>

○カリフォルニア州自然保護局(Tsunamis)：

<https://www.conservation.ca.gov/cgs/tsunami>

(アプリ)

○FEMA：<https://www.fema.gov/about/news-multimedia/mobile-products>

リアルタイムの気象警報を受信したり、お住まいの地域の緊急避難所を案内したり、一般的な災害への備えをしたりすることができます。

○MyShake：<https://myshake.berkeley.edu/>

M4.5以上の地震が発生した際の発生事実、震源地、および規模の大きさを発信します。これは地震発生予測ではありませんが、地震発生直後、震源地から徐々に伝わる波形を察知しユーザーに警告してくれるアプリです。(カリフォルニア州、オレゴン州、ワシントン州のみ使用可)

IV 緊急連絡先

1 警察・消防・救急車：911

緊急電話ダイヤル「911」は日本の「110」及び「119」に該当します。

「911」をダイヤルし、オペレーターにつながった際、警察、消防、救急車の別及び緊急事態の発生場所を教えてください。なお、公衆電話からかける場合、コインは必要ありません。また、緊急時以外は使用しないでください。

2 日本国総領事館（近隣公館等含む。）

- 在ロサンゼルス日本国総領事館
夜間・休日の閉館時には業者へ転送され、オペレーターが対応します。
住所：350 South Grand Avenue Suite 1700 Los Angeles CA 90071
電話：213-617-6700
ホームページ：https://www.la.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- 在サンフランシスコ日本国総領事館
住所：275 Battery Street, Suite 2100, San Francisco, CA 94111
電話：(415) 780-6000
ホームページ：https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- 在アメリカ合衆国日本国大使館
住所：2520 Massachusetts Avenue NW, Washington D.C. 20008
電話：202-238-6700
ホームページ：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3 その他

ロサンゼルス市ダウンタウンのリトル東京に所在する非営利組織のリトル東京交番は、警察官の立寄所でもあり、各種相談にも対応しています。

リトル東京交番：電話 213-613-1911

V 在留邦人用緊急事態マニュアル

大規模事件・事故、暴動、自然災害等の緊急事態がいつ、どこでどのような形で発生するかを予想するのは困難です。

緊急事態が発生した場合、総領事館では情報収集に努め、事実関係を確認し、皆様に必要な情報を迅速に提供するとともに、安否確認に力を尽くしますが、状況によっては通信インフラに問題が生じ、総領事館からの連絡が来ない、一切の情報が途絶するといったことも考えられます。

このため平時から緊急事態に備えた心構えを持ち、関係する緊急連絡先及び連絡手段を家族、所属先企業、組織・団体間で共有しながら、いざという時の行動要領を検討するなど、平素から自らの安全対策に万全を期すことが大切です。

1 平素の準備と心構え

(1) 連絡手段及び連絡体制の整備

ア 在留届

在留届は緊急時の連絡及び安否確認等に活用されます。3ヶ月以上滞在される方は、速やかに在ロサンゼルス日本国総領事館に在留届を提出してください。また、住所その他の届出事項に変更が生じた場合には変更届を、日本への帰国や他国に転居等する場合帰国・転出届を提出してください。届け出はオンライン在留届から手続きできます。

○オンライン在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

イ たびレジ

3ヶ月未満の米国滞在、または在留邦人の皆様が米国外に旅行（出張や休暇）される際には「たびレジ」に登録してください。現地の大使館等が発出する安全関連のメールを受け取ることができます。

○たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

ウ 緊急時の連絡方法

家族間、職場または友人・知人等との緊急連絡手段について予め決めておき、お互いの所在を確認できるようにする。家族間で緊急時の待ち合わせ場所を事前に決めておく。

エ 緊急連絡網

所属組織・団体間（企業、商工会議所、学校等）の緊急連絡網については、緊急時の連絡が確実に行われるように日頃から整備しておく。また、年1回は緊急連絡訓練を行う。住所、電話番号等に変更が生じた場合は、自身又は自社の所属組織・団体に速やかに連絡する。

2 緊急時の行動

(1) 心構え

平静を保ち、デマやフェイクニュースに惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないよう注意する。

(2) 情報の把握

総領事館から情報発出は、ホームページや電子メール、SNS等で行われます。この他、ニュース報道、地元当局の発表・広報やインターネットなどから幅広く情報収集を心掛ける。

(3) 総領事館への連絡

自分や家族又は他の邦人の生命・身体・財産に危害が及んだ場合又は及ぶおそれのある場合は、警察などの現地治安当局に通報するとともに、総領事館にも通報をお願いします。

3 緊急時に備えて

(1) 旅券（パスポート）

定期的に所在・有効期限を確認し、1年未満になったら更新手続きを行う。

(2) 現金、クレジットカード

一定額の現金を準備し、クレジットカードとともに保管する。

(3) 携行品及び非常用物資の整備点検

少なくとも災害初期を乗り切るだけの最低限の防災グッズを日頃から準備しておくとともに、その使用方法につき習熟しておく。また備蓄している食料品の賞味期限や電池の消耗具合を定期的に点検する。（巻末のチェックリスト参照）

(4) 自動車の整備等

定期的に整備点検を行い、ガソリンは常に十分に入れておくようにする。車内には懐中電灯、地図、ティッシュペーパー、水、毛布等を常備しておく。車を所有していない人は、近くに住む車の所有者と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるように相談しておく。

(了)

「災害必需品チェックリスト（例）」

（重要な家族の書類）

- 身分証明書：運転免許証、パスポート、ソーシャル・セキュリティー・カード
- 医療関係書類、保険証、銀行・ローン関係書類

（救急キット）

- 絆創膏、ガーゼ、ふきん、ゴム手袋
- アルコール、オキシドール
- アスピリン
- マスク
- 普段服用している薬（最低 7 日分）

（器具、工具等）

- 電池式または手回し式 AM / FM ラジオ
- 懐中電灯
- 電池
- ガス栓等開閉用のレンチ
- 携帯電話の充電ケーブル
- モバイルバッテリー

（生活用品）

- 現金、キャッシュカード及びクレジットカード
- 石鹸、トイレットペーパー、ビニール袋
- 着替えと履物（1 人 1 セット）
- タオル
- 毛布又は寝袋
- 女性用品
- 筆記用具
- 紙皿、割り箸、スプーン・フォーク

（飲料水と食料）

- 飲料水：1 人 1 日 1 ガロン（約 3. 8 リットル）
（1 週間～10 日分の水を確保しておくことが理想的）
- 非常食料

（その他、特別な必需品と医療のケア）

身体障害等により自由に行動できない方は緊急キットに各自必要なものを追加し、以下の情報を携行する。

- 障害や治療に関する情報
- 処方薬のリスト（可能であれば処方箋の写も）
- 使用する必要な補助器具
- 特殊器具の取扱説明書

(乳児／幼児)

- ミルク、ボトル、ベビーフード
- おむつ
- 薬

(ペット)

- ネームタグ
- 予備の餌
- クリーンアップ用品